

令和8年2月3日

指定給水装置工事事業者の指定の効力停止について

登米市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年水道事業管理規程第26号）第9条の規定に基づき、令和8年2月3日付けて、下記のとおり指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止しました。

記

○指定停止事業者

指定番号	第282号
事業者の名称	橋本設備
事業所の所在地	登米市登米町大字日根牛浦小路22-2
代表者名	橋本 淳
指定停止の理由	<ul style="list-style-type: none">各種届出書類の未提出舗装復旧工事の未施工
指定の停止期間	令和8年2月3日から令和8年5月2日まで（3月）